千葉県社会福祉士会　ニュース

点と線

第７１号　平成２１年　１２月発行

発　行　社団法人千葉県社会福祉士会
発行人　山崎　泰介
編　集　千葉県社会福祉士会
　　　　総務委員会　広報部会
事務局　〒260-0026
　　　　千葉県千葉市中央区千葉港 4-3
　　　　千葉県社会福祉センター４階
　　　　TEL043-238-2866　FAX043-238-2867
Ｈ　Ｐ　http://www.cswchiba.com/
※　点と線はメール配信でも読めます！
E-mail　office@cswchiba.com

特集記事：

未来の社会福祉士を育てる　～実習指導について考える～　１頁
ケアマネ受験対策講座報告　～社会福祉士が専門職を育成するということ～　５頁
地域集会　つながるネットワーク　～安房地区からの報告～　７頁
社会福祉士の輪　８頁
TOPICS「住宅手当緊急特別措置事業について」　９頁
コラム「新しい公益法人って何だろう？VOL.5（移行認定編）」　１１頁
事務局便り　１２頁

未来の社会福祉士を育てる～実習指導について考える～

現在、認知症の方や医療ニーズの高い方が増加するとともに、成年後見や障害者の就労支援など、福祉・介護ニーズは多様化・高度化してきています。これらのニーズに的確に対応できる質の高い人材を養成するため、平成２１年４月より社会福祉士の新しい教育カリキュラムが実施されています。

実習を受入れる意義については職場によって考え方が違うと思いますが、社会福祉士の実習生に対してより水準の高いプログラムを提供できるよう職場でマネジメントしていくことは、社会福祉士の責任ではないでしょうか？

今回の特集記事では、実習指導者として学生の受入れを行った社会福祉士、実習担当教員として養成校で学生を指導する社会福祉士、実習を経験した学生から実習指導についてそれぞれ意見をいただきました。

改めて社会福祉士として、未来の社会福祉士に何を伝え育てるか考えてみましょう。

実習指導者講習会の案内、実習受入れに活用できる様式案（委託契約書、教育と指導に関する合意書、受入れマニュアル、プログラミングシート）に関する情報は「社団法人日本社会福祉士会ホームページ　実習指導者関連情報」で参照いただけます。

「新体系による実習を通して」

特別養護老人ホーム　淑徳共生苑　青木　廣美

当苑では、今年度より制度改正に伴い新体系での実習プログラムを作成し、１４名の実習生の受入れを行いました。

実習第１週目は職場実習として特養ユニットへ入り、高齢者と関わることから始めました。第２・３週目は職種実習として、特養の施設ケアマネやユニットリーダーの業務、在宅サービス（デイサービス、居宅支援）の業務を行いながら、個別ケアプランのアセスメントや作成を並行して行いました。第４週目はソーシャルワーク実習として生活相談員業務につき、合わせてケアプランのモニタリングやロールプレイ等を取り入れました。また、毎週金曜日には実習生、養成校の先生、実習指導に関わったスタッフが集まり、スーパービジョンを開催しました。今回の実習を通して特に思ったことは、将来、相談援助業務につくことを目指して勉強している学生にとって、実践場面を通して学校で学んできた知識と結びつけることができ、今まで以上に理解を深めることができるということです。

ただ実際には、実習生の実習意欲、目的意識、事前学習がどこまでされているかによって、実習達成度が大きく左右されることは否めません。すべての実習生を対象に事前のオリエンテーションを開催しましたが、実習が始まると特養の根拠法や対象者がわからない方もいました。また、希望していなかった高齢者分野に実習に来た方や資格取得の為だけに来ている方もおり、正直なところ、まず実習に対し「どう意欲を持ってもらうか」から始めた実習生も数名いました。それぞれが毎日設定する実習課題として「コミュニケーションの形成」を掲げる実習生が多く、ソーシャルワーク実習の目的が十分理解されぬまま実習に入ってしまった印象が拭えませんでした。やはり、相談援助に関する学習と実践場面を通して何を学ぶのかの意義を併せて実習生自身が理解をしていないと、実践を重ねても十分理解できるものではありません。毎週のスーパービジョンを通して、日を重ねるにつれ、実習目的が明確になっていき、「何を学ばなくてはいけないのか」がわかった頃に終了日が来てしまう実習生もいます。

また、受入れ施設に課せられた指導課題は多く、通常業務の中で指導していく厳しさを感じました。「自分たちの後輩を育てる」という意義を思いながら、できるだけ実習生全員に同じレベルのことを伝えていこうと努めましたが、振り返ると十分ではなかったかもしれません。

私も以前社会福祉士の実習で学んだことが、現在仕事をする上で礎になっています。それほど実習は将来、業務を遂行するにあたり大きく影響する、大事なソーシャルワークの一歩だと思います。ぜひ実習生にとっても受入れ施設とっても有意義なものになるよう、検討を重ねて参りたいと思います。

「養成校が実習施設・機関に期待すること」

聖徳大学 人文学部 社会福祉学科　教員
千葉県社会福祉士会所属　須田　仁

社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しが行われ、実践力の高い社会福祉士を養成する観点から、相談援助実習の充実・強化が盛り込まれています。実際には多くの養成校ではまだ新しいカリキュラムでの相談援助実習は行われていません（１年課程は別）。そこであくまでも相談援助実習に関する私の希望を述べたいと思います。

前段として、養成校にとって今回の新カリキュラムのポイントの一つは、実習中の巡回（訪問）教員の要件に関して実習担当教員と同じ要件が課せられていることだと私は考えています。これは「相談援助実習指導」の教科担当教員と巡回（訪問）教員を同じ教員で学生に対して教育・指導できる可能性が高いということです。一人の教員が学生に対して「相談援助実習指導（事前指導）→相談援助実習中の巡回（訪問）指導→相談援助実習指導（事後指導）」という一連の流れをふまえての養成教育を可能にします。場合によっては「相談援助演習」から同じ教員で同じ学生に演習→実習ということも可能になります。一人の教員につき一クラス２０名以下の学生を受け持つことが課せられていることもこのポイントにあたえる影響が大きいでしょう。このことは一人の学生を、はじめ（事前指導）から終わり（事後指導）まで一貫してスーパーバイズできるという利点につながります。

また、実習期間中に４回程度の巡回（訪問）指導が課せられていますので、学生のソーシャルワーカー養成を実習施設・機関の実習指導者に「お任せ」するのではなく、養成校の教員が能動的に実習に関わることにもなります。学生からすると「実習の事前指導をした先生が巡回に来て指導をしてくれる。先生が実習中の状況を把握してくれているので、事後指導に関してもスーパーバイズが受けやすい」と思ってもらえるのではないかと個人的には考えています（そのためには学生との良好な関係が築かれていないと難しいですが…）。

以上のようなことを目論んでいる身として実習施設・機関に期待することは、月並みではありますが、私たち養成校の実習担当教員と実習施設・機関の実習指導者との密接な連携です。様々な面での連携を必要としていますが、例えば実習施設・機関には、①学生に対する、実習前に一定の要件を備えているかどうかを確認する「実習前評価」についてアドバイスをいただきたいですし、②ソーシャルワーカーとしての実習が可能になるような実習プログラムの立案・実施、③実習指導者がソーシャルワーカーのロールモデルになってもらいたい、などがあります。良いソーシャルワーカーを養成するためにお互いのミッションを共有し、コミュニケーションを密にし

ていければと思います。

最後に、学生が「相談援助実習」という機会を通じてソーシャルワーカーになるための成長を一貫して見届けることができるのは大きな喜びであり、やりがいでもあると私は思いますので、その思いを実習指導者にも共有していただければ幸いです。

「淑徳共生苑での実習を終えて」

淑徳大学　総合福祉学部　社会福祉学科　３年　山口　知里

私は、夏休み中の２４日間、特別養護老人ホーム淑徳共生苑で実習を行わせていただきました。実習は多職種の業務を体験することができるプログラム構成となっており、特養介護現場、通所介護現場、居宅介護支援業務、施設介護支援業務、生活相談員業務を学ばせていただくことができました。多彩なプログラムでしたが、実習を行う際に、どのような業務を行うかなど、それぞれのセクションで説明をしていただいたので、次の段階に進む際にも取り組みやすかったです。

特養介護現場では利用者の個別性に応じた支援、通所介護現場では一人ひとりに合った自立支援、居宅介護支援業務では他専門職との連携した支援、生活相談員業務では信頼関係をつくりながら連絡調整をしていくプロセスを見ることができました。また、施設介護支援業務では、実際に利用者に対してケアマネジメントの過程を行わせていただくことができたので、とても印象に残っています。

２４日という限られた時間の中で様々な専門職の業務を学ぶというプログラムで、実際に多くの専門職の業務を見て体験できたことは、とても貴重であったとは思いますが、正直なところ、業務を隅々まで理解することができなかったことは残念でした。しかし、それは限られた時間、多忙な業務を行う職員の方の下での実習だったので、やむを得ないことだと感じました。しかし、大学の座学では学べなかった現場でのそれぞれの専門職業務の実際、利用者とのコミュニケーションの取り方、多職種との連携の仕方などを学ぶことができました。実習での業務を通して、人を支援していくことは、その人を知ろうという姿勢から始まり、信頼関係を築き、その人を知ってどのようなサービスをしていくかということを専門職の立場から見て判断し、その人と向き合っていくことが大切だと感じました。そしてそれを実際に行うことの難しさも知りました。

多くの業務を体験し、それぞれの専門職像が浮かび、自分の適性や将来の方向性も見えてきたので良かったと思います。大学では学ぶことのできなかった貴重な体験をすることができ、有意義な実習が行えたと思います。このようなたくさんの学びの機会、環境を与えて下さった共生苑の職員の皆さまに心から感謝しています。実習で学んだことを、しっかりと今後に役立てていきたいと思っています。

ケアマネ受験対策講座報告

社会福祉士が専門職を育成するということ

ケアマネジメント部会　丸　　晶

受講者から伝わる意気込み

じっとしているだけで汗が噴き出すような８月の暑い夏はあっという間に終わりを告げ、初めてのシルバーウィークがあった９月、季節はずれの超大型台風の襲来を受けた１０月と、この３ヶ月を簡単に言い表すとこんな感じになるでしょうか。

その間、我が家の小学生の息子２人を見ていると、８月は夏休み、９月はシルバーウィーク、１０月は学校が２学期制になったとのことで秋休みなるものが存在し、「こいつらいつ学校に行っているのだろう」と思えるほど休みが多く、日々友達との交流やゲームに勤しむ毎日を繰り返していました。

こんな息子たちに、時には「勉強もしなさい」と厳しく叱責してみるが、元来怠け者である私の言葉を息子たちが聞き入れるわけもなく、気がつけば仕事の休みの日には子どもと一緒にだらだらと過ごしてしまう私自身・・・。

こんな我が家の何の緊張感もない日常とは正反対に、介護支援専門員実務研修受講試験（以下、ケアマネ試験）を受験する方々にとっては、１０月末の試験に向けてこの３ヶ月は様々な欲求を封印し、自らを奮い立たせ目標に向かってラストスパートをかける大切な時期になると思います。

そんな方々に、社会福祉士として少しでもお役に立とうということで、ケアマネジメント部会では、この時期に合わせて毎年『ケアマネ受験対策講座』を企画しております。

今年度は、８月から９月にかけて計４回（８月２３日、３０日、９月１３日、１９日）にわたり試験の出題分野ごとの理解を深める『受験対策講座』と、実際のケアマネ試験をシュミレーションした形で行う『模擬試験』を、そして最後の総ざらいということで１０月１０日に『ケアマネ試験直前対策講座』を開催させていただきました。

この講座は我々ケアマネジメント部会の一大事業で、今年は総勢で１００名近い方にこの講座・模擬試験に参加していただくことができました。

受講者の方の年齢、性別、職種も様々ですが、一様に言えるのは、参加者のどの方も真剣で、何としてでも試験に合格するという意気込みを持っていることです。

我々の講座では、参加者の方に長寿社会開発センターが発行している介護支援専門員基本テキストをご自分で準備していただき、毎回講義を受けるにあたってそれをご持参していただくこととしています。このテキストは４冊が１セットになっており、総重量にして5㎏ぐらいはあるのではないかというほどのボリュームとなりますが、受講者の方はクレームの一つも言わず、毎回きちんとそのテキストをご持参くださっている上に、講義の前にあらかじめ目を通してきたという方も大勢いらっしゃるような状況で、それだけでも合格にかける意気込みが十分に伝わってくるというものです。

当然、そんな中での講座ですので、講義が盛り上がらないわけはありません。私などは、時折研修会などに参加し講師の方の話を聞いていると、次第にそれが子守唄のように聞こえてしまい、気がつけば浅い眠りに落ちていくということがしばしばあるのですが、この講座ではそんな私のような参加者がいるはずもなく、皆さん、講師の一語一句を聞き逃すまいとして必死に受講してくださいます。また、講座が終わった後も疑問点などがあれば積極的に質問にも来てくださっています。

正直なところ、この講座については年々参加者が減少傾向にあり、年度当初、部会の活動計画を立てる際に、今年度『ケアマネ受験対策講座』を開催すべきかどうかとの議論もありましたが、蓋を開けてみれば我々の心配をよそに大勢の方に参加していただくことができ、ほっと胸をなでおろしているところであります。

経済不安、政権交代など時代は大きな変革期を迎えています。その中で雇用確保の一翼を担うべく、介護・福祉の職場というものが見直されつつあります。

確かに、私自身福祉の仕事に携わる者として、介護・福祉の環境が向上することは非常に喜ばしいことですが、世の流れに身を任せ、ただ指をくわえて環境が整うのを待っているだけというのでは、社会福祉士としてあまりに無責任のような気がしてなりません。介護・福祉現場を魅力ある職場とするべく何らかのアクションを起こしていきたいものです。

社会福祉士の倫理綱領に「相手の人権を尊重し、専門職としてのよりよい成長を促す」という文言が含まれています。専門職を育成していくということが、社会福祉士のなすべき行動の一つであると考えたとき、そこに一つのきっかけがあるのではないでしょうか。

そう思ったときに、我々が実施している『ケアマネ受験対策講座』は一義的にはケアマネージャーを養成するという目的で開催していますが、長期的に見れば、それは「魅力ある福祉現場」の有能な人材を増やすことを意味しており、この講座がきっちりと社会貢献につながっていくものと信じております。

柄にもなく真面目なことを書きましたが、本音を言うと私自身ぐうたら亭主を地で行くような人間ですので、受講者の方の熱気を感じることで自分自身を戒める機会として、毎年お手伝いさせていただいている次第であります。ですので、この講座がなくなってしまうと、私自身「まあいいか」というような感じで１年間を過ごしてしまいます。

自分自身のためにも次年度以降も大勢の皆さんにご参加いただけるよう、魅力ある『ケアマネ受験対策講座』を企画して参りたいと思います。

最後に、もしこれをお読みの皆さんの周りに「ケアマネ受験する」という方がいらっしゃいましたら、「社会福祉士会で講座があるよ」とお伝えいただければ幸いです。

まとまらない感じになってしまいましたが、講座の宣伝をさせていただいたところで、『ケアマネ受験対策講座』研修報告を終了させていただきます。

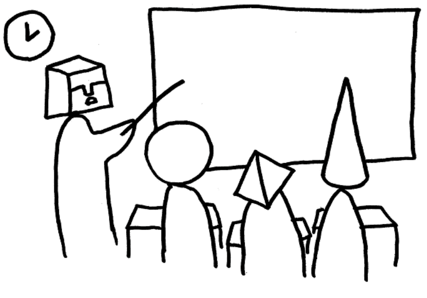

地域集会　つながるネットワーク　安房地区

世話人「社会福祉法人千葉育美会　在宅介護支援センター花の里」　川名　真啓

＜平成２１年度　安房地区地域集会　活動報告＞

日時：平成２１年８月２９日（土）１５：００～１７：００

場所：介護老人保健施設　赤門なのはな館（館山市浜田）

内容：１．スウェーデンの福祉の現状について

２．地域の社会資源その１－介護老人保健施設　赤門なのはな館見学－

安房地区の地域集会も久々の開催でした。昨年度は世話人である私自身色々とあり、地区の皆様にご迷惑をおかけいたしました。皆様のご理解・ご協力のおかげで、今年度からは夫婦二人で安房地区地域集会に参加できることとなりました（苦笑）。。。お詫びとご理解への感謝を申し上げるとともに、ここに地域集会の報告をさせていただきます。

今回は、職場の研修でスウェーデンに行かれた会員の方（「赤門なのはな館」の支援相談員・若林寛子様。会場提供にも快くご協力いただきました。この場をお借りして御礼申し上げます）から「スウェーデンの現状として見て感じてきたこと」の報告をメインにしました。当日は初めてご参加いただいた方も多く、会員の方からの紹介などで会員以外の５名の方も含め１３名での開催となりました。緊張した雰囲気で自己紹介が始まりましたが、いざ会が始まると真剣な中に笑いがあふれる明るい集会となりました。

スウェーデンのグループホームにおける職員の負担軽減を考えたシフト、利用者が「自分の家」と認識し安心できる部屋作り、スタッフは利用者の方の家に訪問するという考え方、利用者が自分で決めて行動していると思える関わりを大切にしていること、家族同士で交流し助け合い悩みを共有できる関係をつくること。私だけの感想かもしれませんが、報告いただいた内容が、どれも日頃大切にしなければと思っていたはずのことなのに、出来ていないこと、忘れかけていたようなことに思えました。

また、ケアだけではなく、居宅へ復帰するための体制や認知症の方に対する医療の取り組み等についても報告いただきました。印象に残ったのは認知症の早期発見や治療についてだけでなく、ご本人への「認知症の告知」でした。

患者さん本人が認知症を理解し、治療に向かうことの重要性、ショックを受けたご本人が治療に向き合えるように支えることの重要性について、まだ日本ではあまり取り上げられていないのではと思いました。

報告と質疑応答が終わり、施設見学の後は懇親を深めるための飲み会。安房地区はその後の飲み会（のほう？）が盛り上がることも特徴です（笑）。この特徴は、世話人よりも皆さん一人一人の力と思いで安房地区地域集会が開催できていることの証明だと思っています。今後も集会を続けることで、会員・非会員問わず新たな仲間作り・情報交換につながって、仲間同士普段の業務で「あのね」と相談できる関係作りをしていきたいと思っています。

～社会福祉士の輪～
-Social Worker Introduction-

坂下　光男

今年で満８０歳になり、そろそろ今の仕事も辞めることも考えるようになり、今までの人生を振り返ると、６０年の仕事人生のうちの４５年が相談援助業務でしたので、ソーシャルワークが私の人生であったようです。

千葉市役所に勤め最初の１５年は農村相手の農地法を使う仕事で、ある日人事異動があり、何も知らない生活保護法の現業員の仕事になりました。当時は誰も何も教えてはくれず、勝手にやれということでしたので、前の人のやりかたを見て真似てするところから始まりました。私の常識の中には福祉のことは全く存在していませんでした。７年は現業員、その後８年は査察指導員、６年は所長補佐、最後の４年は一応所長となり、定年を迎えました。学校は電気科でしたので、門前の小僧が習わぬ経を覚えるような感じで２５年福祉に携わり、査察指導員の時には、優秀な福祉事務所員ということで、当時の厚生大臣表彰も受けたりはしました。けれども、振り返ると本当はどんな仕事ぶりだったのかが解らなかったので、たまたま、成立したばかりの社会福祉士法の受験資格があったため、受けてみることにして必要な本を読み出しました。

初めて読む本ばかりでした。読んでいて、ああ皆いろいろと考えて研究していたのだ、ということが解りそのことを活用していないのは誤りだったと気づきました。その何年か前にアルコール依存症の人々とＡＡ、断酒会で出会い、私が知るその何年も前から携わっていた人もいることを知り、そういう情報や知識を持つことが必要なのだと思い知らされていたこともありました。社会福祉士の資格は単なる自己満足のための趣味のようなもので、それが何かの役に立つとは思っていませんでした。ただ、私もかつてそうであったように私だけでなく世間的に見れば、こういう資格が求める能力が福祉の仕事をするのに非常に必要なものだと理解されていないことを残念に思い、たとえ一人でもそのことを世間に訴えていく必要があるのでは、と思っていました。資格を取って何年かして、社会福祉士会を作ろうという話があった時に、一人で言うより同じ仲間と世間に訴える方が良いと会の設立に参加しました。

１月の寒い雪の降っている日でしたが、八王子市で行われた設立総会は熱気に溢れていたのを想い出します。そこに参加された人々も多分私と同じような思いではなかったのでしょうか。会の初期は会にお金も何もなく皆手弁当で仕事をし、なおかつ本部を維持するのにお金がなく全国から有志で 3 万ずつ資金を提供したりもしました。

千葉市役所で４０年働いていて、そのうちの後の方の２５年は福祉事務所に居ましたが、市の職員にはどうも最もやりたくない仕事のようで、面と向かってあんな処にいつ

までも置かれて、お可哀そうにと言われたりもしましたが、私自身、この仕事は好きでした。しかし、そういうことがすでに一種の変人と言うことなのでしょうか。そういえば何か周囲の人から浮いているような気がしていましたが、社会福祉士会で仲間の方と一緒に居て何か同士と一緒に居るような安らぎを感じました。多分これからも社会福祉は普通の人と違う何かいつも暖かい心を持ち続けることを要求される仕事でしょうから、皆さんと一緒に後何年か分りませんが頑張りたいと思っています。

TOPICS 「住宅手当緊急特別措置事業について」

我孫子市役所　福祉相談課　鈴木　将人

生活保護の申請件数は、この一年でどの自治体でも右肩上がりに急増し、それぞれのケースワーカーが担当している世帯数が１００世帯を超えている自治体も少なくありません（社会福祉法での基準は８０世帯）。派遣切りをきっかけとした申請も増えていますが、相談者の中には「生活保護を受けるつもりではなかったが…」と抵抗感を感じている方もいますし、実際に資産調査や親族調査などへの拒否感を理由に申請をためらっている方もいます。

そこで、平成２１年度の補正予算の成立によって「住宅手当緊急特別措置事業」の実施要領が整いました。これは、これまでの雇用施策としての住宅確保や生活支援にかかる給付や融資よりも即時的に活用できる制度として、１０月１日から実施されています。この制度は、住宅を喪失しているまたはその恐れがある離職者に対して、６ヶ月を限度として住宅手当を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的としています。

制度の概要の紹介と合わせ、幾つかの気になる点について述べていきます。

実施主体は各市町村（町村においては健康福祉センター）で、支給対象者は次のいずれの要件にも該当する方となります。

① 離職理由、雇用形態を問わず、２年以内に離職した方
② 離職前に世帯の生計中心者であった方
③ 就労意欲及び常用雇用の意欲があり、ハローワークに求職申込みを行う方
④ 住宅を喪失しているまたは喪失の恐れがある方
⑤ 収入が無いまたは世帯の収入が次の金額以下である方
　　単身世帯　８．４万円/月　　複数世帯　１７．２万円/月
⑥ 世帯の預貯金の合計が次の金額以下である方
　　単身世帯　５０万円　　　　複数世帯　１００万円
⑦ 雇用施策による住宅喪失離職者に対する貸付、給付または地方自治体の行う類似の貸付、給付を受けていない方

支給額は生活保護による住宅扶助の特別基準額に準拠した額を限度とし、管理費・共益費・駐車場代を除いた実家賃額となります。

◎千葉市　　　　　　単身世帯　４５，０００円　複数世帯　５８，５００円
◎１級地及び２級地　単身世帯　４６，０００円　複数世帯　５９，８００円
◎３級地　　　　　　単身世帯　３７，２００円　複数世帯　４８，４００円

１級地－市川、船橋、松戸、習志野、浦安
２級地－野田、佐倉、柏、市原、流山、八千代、我孫子、鎌ヶ谷、四街道
３級地－上記以外の市町村

各自治体は、原則として住宅確保・就労支援員を設置し、相談を受けて支給対象者の申請を受付け、住宅手当を支給するとともに就労支援を行うこととされています。また、申請者は、規定の回数以上公的職業安定所への通所を行い、各自治体の支援員による面接等の支援を受けなくてはいけません。支援員は、申請者への面接・助言の他、ハローワーク等への同行や履歴書の書き方や面接の受け方などについても支援し、相談者の就労の確定、自立を目指します。

就労支援プログラムの実施などにより、就労支援員を設置している自治体窓口は増えてきていますが、自治体の規模や地域性から支援員のいない自治体も多くあり、１０月からの施行に間に合わず生活保護ケースワーカーや相談窓口の職員が臨時的に対応せざるを得ないケースも見られ、支援体制及び専門性に地域格差が生まれることは否めません。

この制度では、住宅費の実費分を申請月の翌月から支給するもの（支給方法は、自治体から入居住宅の貸主等に直接振り込む形になります）で、住宅を喪失してしまった方が住居を構えるための敷金や礼金等の初期費用については社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」の利用について助言することとなっています。住宅手当を受給するまでの間の生活費が必要な方についても、社会福祉協議会の「臨時特例つなぎ資金貸し付け」の利用を促すことになります。この制度の実施にかかる実費は平成２１年度については全額国の予算で賄うこととなっており、来年度も事業は継続となる予定ではありますが、全面的な連携を依頼する社会福祉協議会への人件費等の費用弁償については明記されておらず、同じく急増している相談件数を抱えている社協への純粋な負担増が懸念されます。また、申請者による入居先の決定・確保までの手続き等に要する期間が長くなった場合の支援も検討しなければなりません。

６ヶ月が経過し、「熱心に求職活動に取り組んだ結果、やむを得ず固定的な就労につくことができず」、住宅手当が受けられなくなった場合は、生活保護申請も含めて当該福祉事務所にて相談が出来ることになっています。仕事が決まって基準額以上の収入が得られることになった場合は、住宅手当の支給は終了となります。ただし、新たに離職した場合（自己都合の理由は除く）など、再度申請することは可能となっています。

どんな仕事であっても、年齢・資格・経験を厳しく問われる現在の求職状況の改善の兆しが見えない限り、熱心な求職活動の維持継続は困難です。それも含めてサポートが出来る支援員の配置と育成が必要不可欠です。

本制度の詳細については、市町村の福祉相談窓口にお問い合わせください。

コラム「新しい『公益法人制度』って、なんだろう」VOL.5
（移行認定編）

今回は、特例民法法人（まだ移行認定を受けていないこれまでの「社団法人」）が「公益社団法人」となる際の基準について勉強します。

制度が変わった平成２０年１２月から、千葉県社会福祉士会はまだ公益社団法人にも一般社団法人にも移行しておらず、現時点では「特例民法法人」となります。以前も書いた通り、平成２５年１１月末までに行政庁（この場合は千葉県知事）に対し、どちらかに移行申請をしなくてはいけません。その際の認定基準は、

① 基本的な規則の内容やその書式が法に適合するものであること。
② 認定法第５条各号に掲げる基準に適合するものであること。

の２点です。

②についての具体的な内容の内、主なものは以下の通りです。

○ 経理的な基礎を有すること
　－財務状況が健全で、財産の管理・運用について役員が適切に関わっていること、公認会計士や税理士等により適切な情報開示が行われていること等
○ 技術的能力を有すること
　－事業を実施するための技術や専門的能力を持つ人材や設備などがあること
○ 特別の利益を与える行為を行わないこと
　－事業を行う際に、法人の社員（会員）や役員等に特別な利益を与えてはいけない
○ 収支相償であると見込まれること
　－事業に伴う収益が、それにかかる費用の額を上回らないようにすること。ただし、収益が上回った分を将来の事業費用に充てる資金に繰り入れることは認められる
○ 公益目的事業比率が５０％以上であると見込まれること
　－公益目的事業に要する費用が、事業費及び管理費の合計額の５０％を超えていること
○ 遊休財産額が制限を超えないと見込まれること
　－純資産の内、具体的な使途の定まらない財産が、一年分の公益目的事業費相当額を超えないこと

これら以外にも認定基準があります。

それぞれの認定基準及び関連規定の運用に関しては「公益認定等ガイドライン」があり、国の公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関によって認定されることになります。また、これらの基準は移行後も遵守されているか監督されます。

最近、遊休財産が制限を超えている公益法人についての報道もありました。公益法人は、その存在意義と社会的使命をより強く意識することが求められるのです。

事務局便り

一段と冷え込みが増しておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。
研修等外へお出掛けの際は、インフルエンザ予防に、手洗い・マスク着用徹底していきましょう！

【１月から３月の研修等・行事のお知らせ】

１月　社会福祉士国家試験直前対策講座（予定）
２月　ケアマネジメント関係講座（予定）
２月１６日、１７日　社会福祉士実習指導者講習会　※受付は終了しております。
３月１４日　平成２１年度第２回総会・理事選挙

【役員選挙のお知らせ】

３月１４日に行われる理事選挙が公示されました。次期の二年間は新法人制度への移行を始め、会の今後を左右する大事な二年となります。会の運営に関わりたいという意志をお持ちの皆様、同封の資料をご確認いただき、ぜひ積極的に立候補してください。日本社会福祉士会の代議員も同時に募集しています。

《《皆様へお願い》》

住所、氏名、勤務先等の変更の他、電話番号やＦＡＸ番号が変更になった場合は、日本社会福祉士会（本部）へ変更届の提出をお願いいたします。変更届はホームページからダウンロードいただけます。また、ＦＡＸでもお送りすることができますので、事務局までお問い合わせ下さい。

(問合せ先：事務局)
電話：０４３－２３８－２８６６　ＦＡＸ：０４３－２３８－２８６７
e-mail：office@cswchiba.com　ホームページ：http://www.cswchiba.com/

ようこそ！千葉県社会福祉士会へ

氏名	居住地	勤務先	氏名	居住地	勤務先
森　麗子	習志野市	習志野市社会福祉協議会	田中　千鶴子	市川市	
吉岡　敦志	緑区	財団法人　ちどり保育園	加島　八洲子	船橋市	
髙野　郁恵	八千代市	島田台病院	白田　夏子	花見川区	千葉東病院
岩本　英樹	習志野市	宗教法人　本願寺	大月　美香子	船橋市	中川の郷療育センター
鈴井　葉子			飯田　愛		
遠坂　貴志	習志野市	鴨川市地域包括支援センター	西口　由美子	中央区	デイサービス白雲
永易　祐香	八千代市	ボンセジュール花見川			
吉田　真一	松戸市	一般社団法人　ウェルフェア	*檀原　匠	印西市	
門　美由紀			*奥田　浩二	市川市	市川市福祉事務所

*準会員　※順不同、敬称は省略させて頂きました。

千葉県支部会員数（平成２１年１０月１５日現在）
正会員　１，１１２名、準会員　６６名、賛助会員　１１名　合計　1,１８９名